

## 令和 5 年度

### 第 10 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 5 年 12 月 5 日(火) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 33 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（12 月 28 日公告）の決定について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	渡邊 文隆		○
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之		○	17	渡邊 敬子	○	
6	財間 敏行	○		18	前田 憲二	○	
7	須應 敏明	○		19	道下 和子	○	
8	寺西 玉実		○	20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 譲		○	23	佐々木 英明	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美		○

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	松島 寛治		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀	○	
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 任	細川 美加	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任主事	影山 和祈		○
出張所長	森田 一徳		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 普耶	○		出張所長	坂口 登		○
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	佐々木 敏也	○		出張所長	今西 隆行		○
主 事	辻 健作	○		主 任	荻原 綾乃		○

<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>ただ今より、令和5年度第10回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)、本日、5番入谷委員、8番寺西委員、11番宮崎委員、14番渡邊委員、24番榮田委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。</p> <p>(挨拶)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、会議を開会させていただきます。</p> <p>ただ今の出席委員は19名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。12番竹森委員さん、13番佐々木委員さん、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号58から67の10件について事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下省略)</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。</p>
<p>3番木村委員</p>	<p>契約内容の文言「売買」「贈与」について、58番では「売買」と記載があります。しかし説明資料の移転事由には「もらう」と表現してあります。もらうのは「無償」の意味があるので、表現の仕方について疑問があります。</p> <p>また、「贈与」と「売買」についても同じように「譲り受ける」と表現してあります。その点についてある程度記載方法を統一した方が良いと思います。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>現在、申請書に書かれてある記載内容を基本に作成させていただいております。今後、申請を受理する際に、整理していく必要があるのではと思っております。</p>
<p>事務局員 (本庁)</p>	<p>作成する際には、申請者の書かれているものを尊重して説明資料に書かせていただいております。議案で「売買」「贈与」等の契約内容が分かるようにさせていただいております。</p>

8 番木村委員	売買ならば「購入」だし、「贈与」なら「譲り渡す」とか理解できるような表現にするべきではないでしょうか。
事務局 (本庁)	次回からわかりやすい表現に書き換えさせていただきます。
議長	他にご意見はありますか。
16 番金本委員	申請書を事務局のほうで分かりやすく書き換えて受理するということでしょうか。それとも差し戻して、もう一度申請者に提出してもらおうということでしょうか。
事務局 (本庁)	申請書の再提出は考えておりません。申請時に修正してもらおうように考えております。
事務局長	現在、申請者には自由に事由欄に書いてもらっています。 今までは特に指摘していなかったのですが、表現もまちまちになっている次第です。基本的な記載例を周知して表現の意味が違うということが発生しないように、受付段階でしっかりと書き方の指導をしていきたいと思えます。また、郵送の場合でも連絡をとって確認をしたうえで、修正したいと思えます。
8 番金本委員	連絡をとったうえで修正されるのであればよいと思えます。
18 番前田委員	説明資料に空欄部分があるので、そこに契約内容の「売買」「贈与」を記載するというのはどうですか。
事務局 (本庁)	分かりやすく資料と議案のほう揃うように、資料を作成したいと思います。
16 番金本委員	61 番について、新規就農で稲作ですが、草刈り機しかない状況で今後農機具を揃えてされるということでしょうか。
12 番竹森委員	機械のほうは近隣の方に借りられるようです。出来ないところは作業委託されると思えます。
8 番金本委員	新規で始められる方なので、しっかり庄原市のほうも応援していただければと思えます。 66 番について、市外から移住し新規就農されるということで、しっかりと支援をお願い

	<p>します。</p>
15 番瀬尾委員	<p>66 番については、家を購入されて家庭菜園程度の農地がついていたという状況です。自家用野菜なので、地域になじまれて地域の方に指導してもらえればと思います。</p>
13 番佐々木委員	<p>農業したことがない人でも現在の法律で農地を取得できるのでしょうか。</p>
事務局 (本庁)	<p>令和 5 年 4 月 1 日の農地法改正により下限面積が撤廃され、農地を持たない人でも農地を取得できるようになりました。以前は庄原市でも下限面積として 10a 以上（空き家付き農地の場合は特例 1a 以上）の設定がされておりましたが、撤廃されました。</p>
13 番佐々木委員	<p>65 番について新規就農で約 1 町の農地があります。どのような形で農業されるのでしょうか。</p>
事務局 (東城出張所)	<p>65 番については、去年 1 筆の農地を本当に農業が可能かどうか 1 年されておりまして、その結果できたということで今回申請となりました。経験もあるので妥当と思っております。</p>
議長	<p>新規の方の営農計画を議案資料に入れてもらえるとわかりやすいと思います。</p> <p>それでは「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、受付番号 45 から 51 の 7 件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p> <p>それでは受付番号 58 から 67 の 10 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、許可されました。</p> <p>続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画(12 月 28 日公告)の決定」について上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和 5 年 11 月期の申し出分については、「令和 5 年 12 月 28 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。</p>

<p>議長</p>	<p>今回、利用権設定の一般分が合計 8 件 30,692 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>以上の農用地利用集積計画は、この農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様よりご質疑・ご意見等はございますか。</p> <p>それでは採決に移らせていただきます。</p> <p>「農用地利用集積計画(12月28日公告)の決定」について、提案の通り決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p> <p>続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について上程いたします。受付番号11～12の2件について事務局からの説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (東城出張所)</p>	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 11</p> <p>位置等：説明資料の 5 から 16 ページに記載</p> <p>用 途：一時転用 (3 年)</p> <p>          営農型太陽光発電設備</p> <p>栽培作物:エゴマ</p> <p>許可支柱面積:1.32m</p> <p>栽培面積:530.32 m<sup>2</sup> (遮光率 51.7%)</p> <p>単 収:8 割以上 (各 3 年間)</p> <p>備 考:前回の転用期間 令和 2 年 1 月 19 日～令和 5 年 1 月 18 日</p>
<p>事務局 (比和出張所)</p>	<p>受付番号 12</p> <p>位置等：説明資料の 17 から 18 ページに記載</p> <p>転用事由：駐車場、資材置場、農業用車庫兼納屋</p> <p>資金計画：自己資金</p> <p>他 法 令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：除外済み</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。</p>

	<p>ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。</p>
議長	<p>エゴマの写真はいつ撮影されたものですか。</p>
事務局 (東城出張所)	<p>令和4年の9月に撮った時の写真です。</p>
議長	<p>今年の農地パトロールの時、どんな作付け状況でしたか。</p>
8番金本委員	<p>今年の夏農地パトロールで現地を見ましたが、同様にエゴマがしっかりと作付けされておりました。 畔等の管理もされておりました。</p>
9番森兼委員	<p>11番について、営農型太陽光設備ということで、失敗のないように指導していただければと思います。</p>
議長	<p>それでは、採決に移らせていただきます。 それでは「農地法第4条の規定による許可申請」受付番号11～12の2件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、許可されました。</p> <p>続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について上程いたします。 受付番号46～48の3件について事務局からの説明をお願いいたします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>受付番号46 位置等：説明資料の19から20ページに記載 転用事由：一般住宅 資金計画：借入資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外済み</p> <p>受付番号47 位置等：説明資料の19、21から27ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：自己資金</p>

<p>事務局 (口和出張所)</p>	<p>他法令：特になし          周辺影響：影響ないと確認          除外手続：除外済み</p> <p>受付番号 48          位置等：説明資料の 28 から 29 ページに記載          転用事由：事務所、車庫、資材置場、調教用広場、駐車場          資金計画：自己資金</p> <p>他法令：特になし          周辺影響：影響ないと確認          除外手続：除外済み</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。          ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。          何かございますか。</p>
<p>議長</p>	<p>47 番について、今までずっと申請者の農地でしたか。</p>
<p>事務局 (本庁)</p>	<p>最近の権利移動はありません。</p>
<p>議長</p>	<p>48 番の有限会社〇〇について説明をお願いします。</p>
<p>18 番前田委員</p>	<p>県道と県道に挟まれた狭い土地で、県道下の建物は、豚舎です。出荷から帰ってきたときには豚舎のフェンスの中にいたのですが豚熱の関係で、帰ってきた豚を豚舎に入れずに、申請地の車庫の中に入れてたいという意向があります。          調教用広場は、申請者が広島県では珍しい調教師の資格を持っておられるので、警察犬の調教をするための広場を設置したいとのことです。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、採決に移らせていただきます。          それでは「農地法第 5 条の規定による許可申請」受付番号 46～48 の 3 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。          挙手全員、許可されました。</p> <p>それでは、議案第 5 号「非農地証明申請について」を上程いたします。          受付番号 50 から 52 の 3 件について、事務局から説明をお願いします。</p>



<p>事務局 (西城出張所)</p>	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 50</p> <p>位置等：説明資料 30～33 ページに記載</p> <p>潰廃事由：申請地 1.2 は、平成元年頃、高齢により耕作を続けることが困難となった。 平成 27 年頃相続したが、農業経験がないため管理することができなかった。</p> <p>現地確認：現地 1 は原野となっており、耕作困難であり非農地と確認。現地 2 は草木に覆われ現地に行くことができない。現地付近は原野となっており、航空写真や現地付近により非農地であることを確認。</p> <p>受付番号 51</p> <p>位置等：説明資料 30、34 ページに記載</p> <p>潰廃事由：申請地は、平成 5 年頃県道買収残地となり、狭小農地であり後に山林化した。</p> <p>現地確認：現地は山林となっており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
<p>事務局 (東城出張所)</p>	<p>受付番号 52</p> <p>位置等：説明資料 35～36 ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和 60 年頃、ヒノキを植林し山林となっている。無断転用となり顛末書も添付されている。</p> <p>現地確認：現地は、山林と一体化しており、農地として利用するのは困難で非農地と確認。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。</p> <p>何かございますか。</p> <p>(なしという声)</p> <p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「非農地証明申請」について、受付番号 50 から 52 の 3 件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、申請のとおり証明することに決定されました。</p> <p>以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。</p>

議長	<p>引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。</p> <p>(その他事項について資料にて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長報告</li> <li>・11/6 拡大役委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>庄原市農業施策に対する意見書について</li> <li>地域計画策定のための目標地図（素案）作成に係る意向調査について</li> </ul> </li> <li>・庄原市農業施策に対する意見書について</li> <li>・農業者年金相談会</li> <li>・盛土規制法による「通常の営農行為の範疇」の取り扱いについて</li> <li>・「恵みの大地」冬号の発行について</li> <li>・今後の主な日程</li> </ul> <p>報告を行った。</p> <p>以上事務局からの報告・協議でした。</p> <p>みなさんからご質疑、意見等がございますか。</p> <p>皆様の方から何かございませんか。</p> <p>(なしという声)</p> <p>以上で本日の日程をすべて終了しました。</p> <p>これをもって、第10回農業委員会総会を閉会といたします。(午後3時33分)</p>
----	--

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和5年12月5日

議 長  
(道下 和子) \_\_\_\_\_

12 番委員  
(竹森 達) \_\_\_\_\_

13 番委員  
(佐々木 利雄) \_\_\_\_\_